

1 障害者計画（第5次）の中間見直し及び障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）の策定等について

令和8年度に、障害者計画（第5次）が計画期間の中間年度を、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）が計画期間の最終年度を迎えることから、中間見直し及び計画の改定を行う必要があります。

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
総合保健福祉計画			(第3次)	中間見直し		
地域福祉計画			(第4次)	中間見直し		
高齢者保健福祉計画			(第10次)		(第11次)	策定
介護保険事業計画			(第9期)		(第10期)	策定
障害者計画			(第5次)	中間見直し		
障害福祉計画			(第7期)		(第8期)	策定
障害児福祉計画			(第3期)		(第4期)	策定
いのち支える自殺対策計画			(第2次)	中間見直し		
健康いばらき 21・食育推進計画			(第4次)	中間見直し		

2 障害者施策推進分科会専門部会の立ち上げについて

① 概要について

障害者就労支援センターかしの木園、障害福祉センターハートフルは、平成 25 年4月に指定管理者制度に移行し、令和5年4月から3期目の指定管理期間に入っています。

このたび、令和9年度末をもって現指定管理期間が満了することに伴い、今後の施設それぞれの事業等について、本市から方向性を提示いたしますので、その内容についてご意見をうかがいます。

※障害者生活支援センターともしび園は、他の2施設と同様に平成25年4月から指定管理者制度を導入し、令和5年4月から3期目の指定管理を開始しましたが、指定管理者による法令違反等により指定管理期間の途中で指定の取消処分を行いました。そのため、現指定管理期間が、令和7年9月から令和11年3月31日までとなっているため、当該施設の検討は、令和9年度に行うこととします。

② 専門部会開催スケジュール(予定)

第2回及び第3回障害者施策推進分科会と同日で開催予定(全2回を予定)

③ 専門部会委員について

委員数は5人程度とし、会長の指名により決定します。次回分科会でお示しする予定です。

3 来年度(令和8年度)の日程について

分科会等	日時	場所	内容
第1回分科会	6月24日 午後2時	(未定)	計画書骨子案の検討
第2回分科会	8月19日 午後2時	(未定)	計画書骨子案の検討
第1回専門部会	8月19日 午後3時30分	(未定)	趣旨説明、論点整理
第3回分科会	10月14日 午後2時	(未定)	計画書素案の検討
第2回専門部会	10月14日 午後3時30分	(未定)	施設の在り方検討
第4回分科会	11月11日 午後2時	(未定)	計画書案の検討
総合保健福祉審議会	12月末(予定)	(未定)	
パブリックコメント	1月中旬から2月中旬(予定)		(市民意見の反映)
総合保健福祉審議会	3月末(予定)	(未定)	計画書の確定

4 見直し・改定の方向性について

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画は法定計画であり、国の示す方向性や府の作成する計画との整合を図る必要があるため、指標の項目やその数値の設定に関し、市の裁量ですべてを決定できるわけではありません。

本分科会における議論・検討によって、市の状況や特性に応じた独自の指標を追加したり、目標数値設定にあたっての考え方を整理する必要があります。

本日は、来年度の改定に向け、委員の皆様からいただいた事前意見を踏まえ、指標となる項目そのものや、各数値を設定する上での方向性について検討を行うものです。